

社会福祉法人長野市社会事業協会法令遵守規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長野市社会事業協会（以下「協会」という。）の職員等からの組織的若しくは個人的な法令違反行為に関する通報又は相談の適正な処理の仕組みを定めることにより、違反行為の早期発見と是正を図り、法令遵守経営の強化に資することを目的とする。

第2章 通報・相談処理体制

(通報窓口)

第2条 通報者からによる通報を受け付ける窓口及び相談者からによる法令違反行為に関する相談に応じる窓口を協会事務局に設置する。

(通報の方法)

第3条 通報窓口及び相談窓口の利用方法は、電話、電子メール、FAX、書面、対面とする。

(通報者及び相談者)

第4条 通報窓口及び相談窓口を利用できる者は、協会の職員、協会施設の利用者及びその家族並びに取引事業者等の施設に係る者（以下「通報者等」という。）とする。

(調 査)

第5条 通報又は相談された事項に関する事実関係の調査は、事務局長が行う。事務局長が当事者となる場合は、事務局次長が、事務局次長が当事者となる場合は、理事長の指名する事業部長が行う。

2 前項の調査者は、調査する内容によって、関係部署のメンバーで組織する調査チームを設置することができる。

(協力義務)

第6条 各部署は、通報又は相談があった内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査チームに協力しなければならない。

(是正措置)

第7条 調査の結果、違反行為が明らかになった場合には、協会は速やかに是正措置を行い、また、再発防止措置を講じなければならない。

(処 分)

第8条 調査の結果、違反行為が明らかになった場合には、協会は違反行為に関与した者に対し、就業規則に則って、処分を課すものとする。

第3章 当事者の責務

(通報者等の保護)

第9条 協会は、通報者等が通報又は相談したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益処分も行ってはならない。

2 協会は、通報者等が通報又は相談したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することがないように適切な処置を執らなければならない。この場合において、通報者等に対して、不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚を含む。）には、就業規則に則って、処分を課すものとする。

(個人情報保護)

第10条 協会及び本規程に定める業務に携わる者は、通報又は相談された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。この場合において、協会は正当な理由なく個

人情報を開示した者に対し、就業規則に則って、処分を課すものとする。

(通 知)

第 11 条 協会は、通報者等に対して調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っている、又は行おうとしていると通報されたものをいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(虚偽の通報)

第 12 条 通報者等は、虚偽の通報又は他人を誹謗中傷する通報を行ってはならない。この場合において、協会はそのような通報を行った者に対し、就業規則に則って、処分を課すものとする。

(通報又は相談を受けた者の責務)

第 13 条 通報処理担当者に限らず、通報又は相談を受けた者（通報者が職員の場合は、管理者、同僚を含む）は、本規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

第 4 章 業務管理体制

(法令遵守責任者、副法令遵守責任者及び法令遵守管理者)

第 14 条 協会は、本規程の運用に際し、法令遵守責任者、副法令遵守責任者及び法令遵守管理者を置き、法令の遵守と業務の適正な遂行を確保する。

2 法令遵守責任者に事務局長を、副法令遵守責任者に事務局次長及び事業部長を、法令遵守管理者に施設長を充てる。

(法令遵守責任者、副法令遵守責任者の役割)

第 15 条 法令遵守責任者は、協会において法令遵守を履行する上での総括責任者として、法令遵守体制の確保に努めるとともに、協会の職員に対し文書、研修等を通じて法令遵守の周知徹底を図る。

2 副法令遵守責任者は、法令遵守責任者を補佐するとともに、法令遵守責任者の命を受け、必要に応じて協会内の会議に出席し、協会の事業遂行状況を法令遵守の観点から確認するものとする。

(法令遵守管理者の役割)

第 16 条 法令遵守管理者は、施設の責任者として、自らが責任を担う事業について職員と連携しながら法令遵守を徹底し、業務を遂行するものとする。

2 法令遵守管理者は、自らが責任を担う事業が法令に適合しているかを、必要に応じて法令遵守責任者に確認する。また、必要に応じて監督官庁に確認を求めるものとする。

第 5 章 雑 則

(補 則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。